

いつまでも元気いっぱい 佐野市の高齢者福祉制度



市では、高齢者の方々が住み慣れた地域でいつまでも健康で生きがいを持って暮らせるよう、いろいろな事業で生活を支援しています。ぜひご利用ください。
申請・各種手続きには印鑑、身分を証明するもの、介護保険証などの提示をお願いする場合があります。

生活支援事業

○高齢者福祉タクシー券の交付
通院時のタクシー利用料金の助成券を交付します。

▼対象

①75歳以上の方

②70歳以上75歳未満の方で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方

※年齢は①②のいずれも翌年3月31日時点でのものです

▼助成内容 400円の助成券を年間60枚交付（6カ月ごとの有効期限あり）

○はり・きゅう・

マッサージ券の交付

はり・きゅう・マッサージ（保険適用外）施術料金の助成券を交付します。

▼対象

①70歳以上の方

②65歳以上で身体障害者手帳1級2級の方

③65歳以上で療育手帳A、A1、A2の方

④65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

※年齢は①④のいずれも翌年3月31日時点でのものです

▼助成内容 1回につき800円

の助成券を年間6枚交付

○市営バス（自家用有償バス）

寿券の交付

市営バスを利用する際に、運賃の一部を助成する寿券を交付します。

▼対象 70歳以上の方

※年齢は翌年3月31日時点でのものです

▼助成内容

1回につき150円の助成券を年間40枚交付



○乳酸飲料 愛のひと声事業

安否確認と健康増進のために乳酸飲料を支給します。

▼対象

①75歳以上の一人暮らしで安否の確認が必要な方（同一敷地内に親族がいる場合は同居とみなします）

②佐野市高齢者緊急通報装置貸与事業を利用していない方

※民生委員の証明が必要です

○高齢者配食サービス事業

栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、安否の確認を行います。

▼対象 65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯で、調理が困難なためサービスが必要と認められた方



(訪問調査・所得制限あり)

▼回数 1日1食(昼食または夕食) 1週あたり5食以内

▼利用料 1食あたり350円(550円)

○高齢者軽度生活援助事業

「軽度生活援助券」を交付します。市がシルバー人材センターに委託し、除草、清掃など軽易な日常生活上の支援を行います。

▼対象 65歳以上の者のみで構成される世帯で、世帯員全てが要支援1以上の介護保険認定を受けている世帯

▼利用料 作業員1人1時間につき150円(上限は年間20時間。材料費などの利用者負担もあります)

○高齢者外出支援事業

外出時に車いすを利用している高齢者や、一般の交通機関の利用が困難な高齢者が通院する際に、リフト付福祉車両で送迎を行います。

▼対象 外出時に車いすを利用している60歳以上の下肢が不自由な方

▼利用料 無料

▼利用方法 あらかじめ申請による利用登録が必要です。登録後は委託事業所へ電話での予約になります

○高齢者寝具洗濯事業

年2回を限度に使用している寝具類の洗濯、消毒および乾燥を行います。

▼対象 65歳以上の寝たきり、一人暮らし、高齢者のみの世帯などで、寝具の衛生管理が困難な方

▼利用料 3点一式800円(掛敷布団、毛布各1枚)

※民生委員の証明が必要です

○高齢者肺炎球菌

ワクチン接種費助成事業

肺炎球菌ワクチン予防接種費用を一部助成します。

▼対象 予防接種の接種日に満70

歳以上の方で、市に住所を有する方

▼助成金額 3500円(一部助成)

▼実施機関 市内の医療機関にお問い合わせください。

※助成は生涯1回限りとなります
※接種費用より、3500円を差し引いた分は自己負担になります

※すでにワクチンの接種を受けた方は、以降5年間は再接種できません。ご注意ください

○福祉電話の貸与

電話を設置することが困難な65歳以上の一人暮らしの方に貸与します(所得制限あり)。

▼内容 基本料金および通話料のうち900円までを市が助成します

○火災警報器の給付

火災予防推進のため、寝室に取り付けるのを基本に火災警報器を給付します。

▼対象 持ち家に居住する65歳以上で、要支援以上の介護認定を受けている方を含む低所得世帯(市民税非課税・均等割)

※所得調査の同意書が必要です

介護者支援事業

○紙おむつ券の給付

紙おむつ購入時に利用できる助成券(2000円券)を給付します。

▼対象 65歳以上で寝たきりや認知症のため、在宅で6カ月以上常におむつを使用し、介護保険認定を受けている方

(寝たきり…要介護3以上、認知症…要介護1以上の方)

○在宅介護者介護手当の支給

在宅で高齢者を介護している方に、手当を支給します(所得制限あり)。

▼対象 寝たきりや認知症のため介護が必要な65歳以上の方を、在宅で同居し、6カ月以上介護している方

(該当の可否は医師の診断書記載内容により認定します)



■いきいき高齢課

※申請はいきいき高齢課(東飯庁舎)・田沼・葛生総合窓口課、野上支所、新合支所、飛駒支所、赤見支所で受け付けています

☎(20)3021